

## 工業等開発促進条例【固定資産税課税免除の区分】

対象		工業等開発促進条例				企業立地 支援条例	市税条例 (生産性向上)
		過疎法	原特法	地域未来 投資促進法	離島振興法		
課税免除等の期間		取得又は 製作若し くは建設 3年間	3年間	3年間	3年間	新設5年間 増設3年間	3年間
交付税措置		3年間	3年間	3年間	3年間	なし	3年間
業種	製造業	○	○	地域未来 投資法に 基づき 事業者の 策定する 地域経済 牽引事業 計画に 基づく 事業	○	○	生産性向上 特措法により 策定された 市導入 促進計画に 基づき、 中小事業者が 実施する事業 (事業者により 先端設備投資 計画の策定 と市町村に よる認定が 必要)
	鉱業				○		
	情報 関連 施設	情報サービス業	○			○	
		有線放送業				○	
		インターネット付随サービス業	○			○	
		コールセンター				○	
	研究開発施設					○	
	自然科学研究所					○	
	観光施設					○	
	医療・介護周辺関連施設					○	
	次世代エネルギー関連施設					○	
	道路貨物運送業		○15人超			○	
	倉庫業		○15人超			○	
	こん包業		○15人超			○	
卸売業		○15人超		○			
旅館業	○			○			
農林水産物等販売業	○			○			
地域	川内地域		○	○	○	○	
	樋脇地域	○	○	○	○	○	
	入来地域	○		○	○	○	
	東郷地域	○	○	○	○	○	
	祁答院地域	○		○	○	○	
	甌島地域	○	○	○	○	○	
税 区 分	土地	○	○	○	○	○	
	家屋	○	○	○	○	○	
	償却資産	○	○	構築物	○	○	
投下固定資産額		500万円 以上※  ※資本金 5千万円 ~1億円 の場合 1,000万円 以上  ※資本金 1億円~ の場合 2,000万円 以上	2,700万円 以上	1億円 以上 (農林水 産業関連 業種は 5千万円)	資本金額 により 条件あり	—	●機械装置 160万円以上 ●測定工具及 び検査工具 30万円以上 ●器具備品 30万円以上 ●建物附属 設備 60万円以上